

京都市有財産を次のとおり一般競争入札及び条件付一般競争入札により売却します。

平成25年1月25日

京都市長 門川 大作

1 入札物件（合計8件，(3)は条件付の物件）

(1) 1号物件（更地）

所在 京都市北区鷹峯土天井町42番2，44番，46番1，46番2

地目 学校用地

地積 4，339.80平方メートル

予定価格 338，600，000円

(2) 2号物件（更地）

所在 京都市北区紫竹下芝本町22番1

地目 宅地

地積 121.76平方メートル

予定価格 34，460，000円

(3) 3号物件（更地）

所在 京都市左京区岩倉三宅町303番36

地目 宅地

地積 510.03平方メートル

予定価格 67，330，000円

(4) 4号物件（更地）

所在 京都市下京区七条通間之町東入材木町505番49

地目 宅地

地積 73.90平方メートル

予定価格 19，590，000円

(5) 5号物件（更地）

所在 京都市南区上鳥羽清井町48番

（上鳥羽南部地区土地区画整理事業区域内 第21街区 仮換地）

（底地町名地番 京都市南区上鳥羽山ノ本町39番及び40番5）

地目 宅地

地積 163平方メートル

予定価格 11,580,000円

(6) 6号物件(更地)

所在 京都市右京区嵯峨天龍寺若宮町20番89

地目 宅地

地積 62.05平方メートル

予定価格 15,700,000円

(7) 7号物件(更地)

所在 京都市右京区嵯峨天龍寺若宮町20番90

地目 宅地

地積 135.91平方メートル

予定価格 35,070,000円

(8) 8号物件(建物付)

所在 京都市南区東九条上殿田町32番

地目 宅地

地積 340.54平方メートル

予定価格 63,980,000円

2 売却条件

(1) 1号物件, 2号物件, 3号物件, 4号物件, 6号物件, 7号物件及び8号物件の各土地の面積は実測面積とし, 5号物件は仮換地の面積とし, それぞれ現状有姿のまま売却する。

(2) 3号物件の売買契約には, 次の特約事項を設ける。

ア 当該物件は, 1敷地当たりの面積が150㎡以上300㎡未満となるよう分割のうえ, それぞれの敷地に京都市平成の京町家認定制度要綱(以下「要綱」という。)に基づく「平成の京町家」を建築すること。

イ アの建築に当たっては, 京都市との売買契約の日から6箇月以内に, 要綱第3条第3項による住宅の建築及び維持保全に関する計画(以下「建築等計画」という。)の認定申請を行い, 同条第6項による認定を取得のうえ, 遅くとも当該認定を取得した日から2箇月以内に, 認定を受けた建築等計画に基づく住宅建築に着工するこ

と。なお、譲受人等への売却は、要綱第14条による完了報告書の提出後に行うこと。

ウ 建築工事の完了後1箇月以内に、日程を事前に京都市に通知のうえ、当該住宅内を2日間程度一般公開すること。

3 入札参加資格

(1) 全物件に共通の入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

ア 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

エ 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者

オ 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者

(2) 3号物件の入札参加資格

3号物件については、(1)全物件に共通の入札参加資格に加えて、次のア、イいずれにも該当する者のみ入札参加資格を有する。また、連名(共有)での入札参加はできない。

ア 宅地建物取引業法第3条に規定する国土交通大臣又は京都府知事の免許を有する者

イ 次のいずれかに該当する者

(ア)京都市内において、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定による認定を取得した住宅について、その建築主と工事請負契約を締結して建

築一式工事を行った実績があること。

(イ) 京都市内において、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項の規定による認定を取得した実績があること。

4 入札日時

平成25年3月12日(火) 午前10時30分
(午前10時受付開始)

5 入札場所

京都市消防局作戦室(消防局本部庁舎7階)
(京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2)

6 入札参加申込み

(1) 申込用紙(一般競争入札参加資格審査申請書)、誓約書及び入札案内書の配布

ア 期間

平成25年1月25日(金)から2月20日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

ウ 場所

京都市行財政局財政部財産活用促進課
(市役所西庁舎3階 電話075-222-3284)

京都市都市計画局住宅室住宅政策課
(市役所北庁舎5階 電話075-222-3666)

市役所案内所(本庁舎1階及び北庁舎1階)

各区役所及び支所の地域力推進室(市内14箇所)

(2) 申込受付(持参受付)

ア 必要書類

(ア) 各物件の申込みに共通の必要書類

a 申込用紙(一般競争入札参加資格審査申請書)

- b 誓約書（京都市市有地売却入札等取扱要綱第2号様式）
- c 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）
- d 添付書類（いずれも発行後3箇月以内のもの）

(a) 個人の場合

住民票の写し及び印鑑登録証明書 各1通

(b) 法人の場合

登記事項証明書（全部事項証明書）及び印鑑証明書 各1通

1号物件，2号物件，4号物件，5号物件，6号物件，7号物件及び8号物件それぞれに，連名（共有）で申し込む場合は，連名（共有）者全員の住民票の写し等が必要となります。

(イ) 3号物件の申込みに(ア)各物件の申込みに共通の必要書類に加えて必要となる書類

- a 宅地建物取引業者免許証の写し
- b 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し
- c 工事請負契約書の写し

工事請負契約書の写しは，3入札参加資格(2)イ(ア)に該当する場合に必要となります。(上記bと同一住宅のものに限る。)

イ 期間

平成25年1月25日(金)から2月20日(水)まで
(土曜日，日曜日及び祝日を除く。)

ウ 時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

エ 場所

京都市行財政局財政部財産活用促進課

7 入札保証金

入札参加者は，入札金額の100分の5以上に相当する額を，入札当日の受付で，金融機関保証小切手により納入しなければならない。

8 入札の無効に関する事項

京都市市有地売却入札等取扱要綱第 11 条及び第 17 条の規定による。

京都市市有地売却入札等取扱要綱（抄）

（入札の無効事由）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき，又は第 8 条第 2 項に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。
- (3) 所定の入札書以外で入札したとき。
- (4) 郵便により入札したとき。
- (5) 入札保証金が，入札金額の 100 分の 5 に満たないとき。
- (6) 予定価格を下回る額で入札したとき。
- (7) 他人の代理を兼ね，又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- (9) 代理人が入札する場合において，入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき。
- (10) 入札者又はその代理人が 1 人で同一事項の入札に対し，2 枚以上の入札書で入札したとき。
- (11) 入札金額の記載に訂正があるとき。
- (12) 主要事項（入札金額，入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ。）の記載が明確でないとき，又は漏れているとき。
- (13) 鉛筆，シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- (14) 入札金額以外の文字，数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 入札者が協定して入札をしたとき，その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。
- (16) 入札関係職員の指示に従わないなど，入札会場の秩序を乱したとき。
- (17) その他入札に関する条件に違反したとき。

（入札保証金の帰属）

第 17 条 落札者が落札決定後 30 日以内に契約を締結しないとき（落札後，第 3 条に規定する入札参加資格を有しない者であることが判明し，失格したときを含む。）

は、その落札は無効となり、入札保証金は、違約金として本市に帰属するものとする。

9 その他

(1) 現地見学会及び現地確認

現地見学会は、次のとおり建物付きの物件のみ実施する。

8号物件 平成25年2月13日(水)午後2時から午後4時まで

物件の引渡しは現状のまま行うので、入札に参加しようとする者は、現地見学会に参加できない場合や現地見学会が実施されない更地の物件について、必ず事前に、各自で現地を確認すること。

(2) 入札当日の受付

入札参加者は、入札会場で入札前(午前10時から受付開始)に受付を済まさないといけない。

(3) 代理人の入札

入札者が代理人であるときは、入札当日の受付時に委任状を提出しなければ、入札に参加することができない。

(4) 郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

(5) 契約の締結及び売却代金の納入

落札者は、平成25年3月25日(月)から3月29日(金)までに売買契約を締結し、契約の締結後速やかに売買代金の全額を一括納入しなければならない。

(6) 5号物件の清算

ア 5号物件は、上鳥羽南部地区土地区画整理事業区域内にある仮換地であり、売買面積と換地処分による登記簿面積が異なっても、本市と当該土地の購入者の間で、売買代金の清算は行わない。

イ 土地区画整理事業施行者により、売買土地の係る土地区画整合法第102条の規定による仮清算又は同法第110条の規定による清算が行われるときは、それによる過不足の清算金は、当該土地の購入者において処理しなければならない。

(7) その他必要事項

その他、入札について必要な事項に関しては、京都市契約事務規則の定めるところ

による。

(行財政局財政部財産活用促進課)